





AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8 ^{変称} 日本のチカラ

追加型株式投資信託/限定追加型

この冊子の前半部分は、「AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8」(愛称:日本のチカラ)の「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「投資信託説明書(請求目論見書)」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として1冊にまとめております。

投資信託説明書(交付目論見書)





AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8 ^{愛称} 日本のチカラ

追加型株式投資信託/限定追加型

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■設定・運用は

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

- 1. AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8 の受益権の募集については、委託会社であるアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年7月4日に、また、同法第7条の規定に基づき平成20年7月15日に有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しており、平成20年7月20日にその効力が生じております。
- 2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定にもとづき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまた同時に交付を行なう目論見書です。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第13条第2項第2号の規定による投資信託説明書(請求目論見書) を作成しており、販売会社にご請求いただければ販売会社を通じて交付いたします。なお、販売 会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。 当該内容は金融庁のEDINET(電子開示システム)で閲覧することができます。
- 4. 当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に日本の企業の発行する株式を投資対象としますので、組入株式の値動きにより基準価額は変動します。一般的に株価は個々の企業活動や市場経済の状況に応じて変動しますので、特に組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、元本が割り込むおそれがあります。ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属します。

発 行 者 名: アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名: 代表取締役社長 渡辺 幹文 本店の所在の場所: 東京都港区白金一丁目 17 番 3 号

募集内国投資信託受益権に係るファンドの名称:

AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

(なお、「日本のチカラ」ということがあります。)

募集内国投資信託受益権の金額: 当初募集期間(平成 20年7月 22日から平成 20年8月7日まで)

1,000 億円を上限とします。

継続募集期間 平成20年8月8日から平成20年10月30日まで)

2,000 億円を上限とします。

縦覧に供する場所: 該当事項はありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、以下の照会先にお問い合わせください。

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

【 電話番号 】(代表) 03-5447-3100

【 受付時間 】営業日の9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

[金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項]

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に日本の企業の発行する株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

この枠内は、販売会社からのお知らせです。(この枠内の記載は目論見書としての情報ではございません。)



AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

ファンドの概要

AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

■ この概要は、交付目論見書の記載内容を要約したものです。詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

ファンド名	AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8 (愛称:日本のチカラ)		
商 品 分 類	追加型株式投資信託/限定追加型		
ファンドの目的	主として、「AXA 日本割安株戦略マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資を行なうことで、日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大証へラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)に実質的に投資を行ない、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。但し、基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金を加算しません。以下同じ。)が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。		
主要投資対象	マザーファンドの受益証券、ならびに、日本の公社債等を主要投資対象とします。		
主な投資リスク	 ・株式投資リスク(価格変動リスク) ・信用リスク ・株式の流動性リスク ・基準価額水準に基づく繰上償還に係るリスク ・ファミリーファンド方式に関わる留意点等 →リスクは上記に限られるものではありません。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)本文の「投資リスク」を必ずご覧下さい。 		
主な投資制限	 ① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資は行ないません。 ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥ 投資信託証券(但し、マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦ 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑧ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。→詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)本文の「投資制限」をご覧下さい。 		



AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

申	込	期	間	当初申込期間:平成20年7月22日から平成20年8月7日まで				
				継続申込期間:平成20年8月8日から平成20年10月30日まで				
信	託	設定		平成20年8 月8日				
募		集	額	当初申込期間:1,000億円を上限とします。				
				継続申込期間:2,000億円を上限とします。				
申	込	単	位	1万円以上1円単位				
申	込	価	額	当初申込期間:1万口当たり1万円				
				継続申込期間:取得申込受付日の基準価額				
申	込	手 数	料料	取得申込受付日の基準価額に下記の料率を乗じて得た金額とします。				
				お買付時の申込総金額 手数料率				
				3,000万円未満				
				5,000万円以上1億円未満 1.050%(税抜1.0%) 1.億円以上3億円未満 0.525%(税抜0.5%)				
				3億円以上 かかりません				
B	 込	付日	 唐 間					
·				半休日となる場合は午前11時)までとさせていただきます。				
信	託	期	間	約3年(平成23年8月10日まで)				
決		算	В	年1回(原則、8月10日。同日が休業日の場合には翌営業日。)				
収	益	分	配	原則として、毎決算日に基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配を行ないます。 但し、必ず分配を行なうものではありません。				
ク		ズド	期間	平成20年8月8日から平成20年10月30日まで				
				※特別な事由による途中換金(特別換金)を除き、クローズド期間中は換金できません。				
換	金	単	位	1口以上1口单位				
				※但し、1日1件当たり5億円を超えるご換金のお申込みは受付できません。				
_換 	金	価	額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額 ※原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からご換金代金をお支払いします。				
換	金	手 数	料	ありません。				
信	託財	産留	保額	基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。				
換3	金申辺	受付	時間	換金申込受付については、販売会社の営業日の原則午後3時(日本の金融商品取引 所が半休日となる場合は午前11時)までとさせていただきます。				
信	託	報	酬	投資信託財産の純資産総額に対し、年率1.2075%(税抜 1.15%)				
償	還		とび	平成23年8月10日。				
償	還	条	項	但し、基準価額が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザー				
				│ ファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運 │ 用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。				
				また、残存口数が30億口を下回る場合には、償還することができます。				



ファンドの投資方針

◆基本方針

この証券投資信託は、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行なうことを基本方針とします。

◆投資態度

- 主として、マザーファンド※の受益証券に投資を行なうことで、日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大証へラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)に実質的に投資を行ない、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。
 - ※「AXA 日本割安株戦略マザーファンド」を指します。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市 況動向等によっては、国内の株式等に直接投資する場合があります。
- ③ 運用の基本となるベンチマークは設定しませんが、TOPIX(配当込み)を参考指数として、中期的に参考指数を上回る運用成果の獲得を目指して運用を行ないます。
- 4 株式への実質投資割合は、通常の状態で投資信託財産の80%程度以上に維持することを基本とします。
 - ■「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの 投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした 額(投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託 財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。) との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。
- 上記にかかわらず、基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金は加算しません。以下同じ。)が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。
 - 組入資産の売却等を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が11,500円を下回る場合があります。
 - 上記の基準価額水準は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社 債等による安定運用に切り替えるための基準」であって、当該投資信託の基準価額が11,500 円を超えることを示唆または保証するものではありません。
- 6 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 大量の一部解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。



AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

ファンドの特色



幅広い投資対象

日本の全上場株式3.769銘柄※1を投資対象とし、全ての銘柄の分析を行ないます。

- ※1 一部データの蓄積が不十分な銘柄は除いています。
- ※2 大証には、第一部、第二部、ヘラクレスが含まれます。
- ※3 地方市場には、福岡証券取引所、札幌証券取引所、名古屋証券取引所、名証セントレックス、福証QーBoard、 札証アンビシャスが含まれます。重複上場銘柄は、出来高の多い市場に含めています。

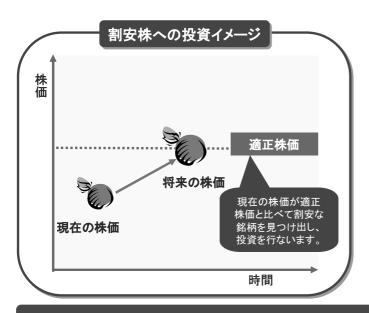
出所:アクサ・ローゼンバーグ(投資対象銘柄数は2008年6月25日現在。今後変更になる場合があります)





割安な銘柄を選定

現在の株価が適正株価を下回る状況にある銘柄は、適正株価に近づくことが予想されます。アクサ・ローゼンバーグは、企業が将来にわたって生み出しうる企業収益のポテンシャルから適正株価を導き出し、さまざまな観点からみた割安銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。





割安銘柄へ投資することにより、中期的に高いパフォーマンスが期待できます。

- ※1 PERとは、株価を1株当たり税引き後利益(EPS)で割ったもので、株価がEPSの何倍まで買われているかを示します。株価と企業の収益力を比較することによって株式の投資価値を判断する際に利用される尺度。
- ※2 PBRとは、株価を1株当たり純資産(BPS)で割ったもの。PERが利益から見た指標であるのに対して、PBR は資産から見た指標。

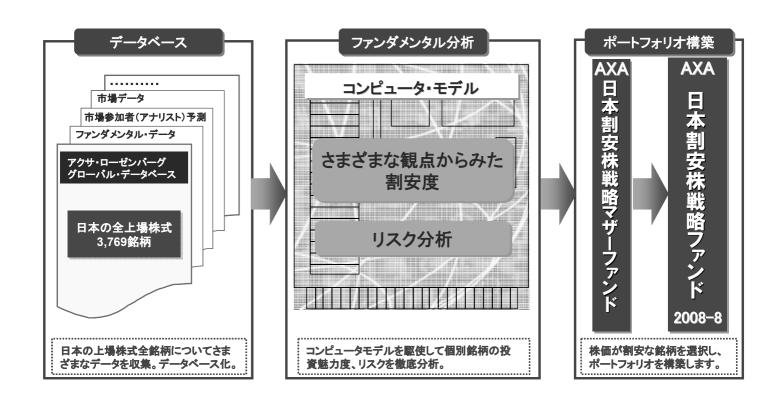
上記はイメージ図であり、実際の株価を示唆、保証するものではありません。



AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

3 コンピュータ・モデルによる運用

アクサ・ローゼンバーグ独自開発のコンピュータ・モデルを駆使して、幅広い投資対象のファンダメンタルを徹底的に分析し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行ないます。分析の際は、全上場銘柄を170の事業分類、200以上の財務項目等に分解し、さまざまな視点からみた適正評価額を算出することで、すべての銘柄ひとつひとつの割安度を測ります。



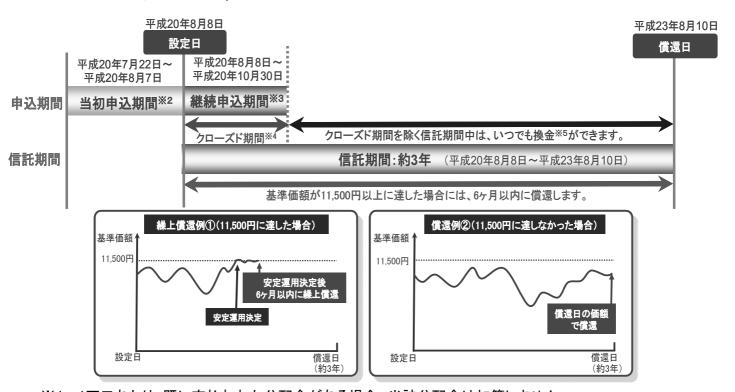




償還ルール

基準価額^{※1}が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。

- 組入資産の売却等を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が 11,500円を下回る場合があります。
- 上記の基準価額水準は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに 日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であって、当ファンドの 基準価額が11,500円を超えることを示唆または保証するものではありません。



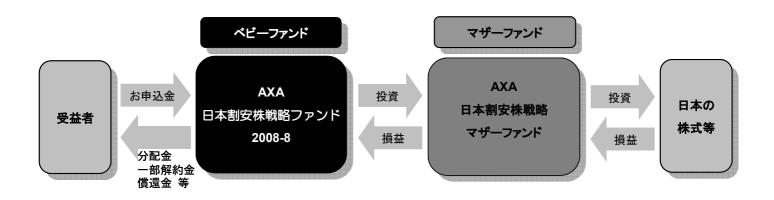
- ※1 1万口あたり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金は加算しません。
- ※2 当初申込期間中は、10,000口当たり10,000円が申込価額となります。
- ※3 継続募集期間中は、申込受付日の基準価額が申込価額となります。
- ※4 特別な事由による途中換金(特別換金)を除き、クローズド期間中は換金できません。
- ※5 信託期間中に換金する際は、基準価額に0.5%の率を乗じて得た額の信託財産留保額がかかります。
 - * 繰上償還例①において、組入資産の売却等を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が11,500円を下回る場合があります。
 - * 上記の基準価額は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であって、当ファンドの基準価額が11,500円を超えることを示唆または保証するものではありません。
 - * 償還例②において、償還価額が申込価額を下回り、投資元本を割り込む場合があります。
 - * また、残存口数が30億口を下回る場合等は、繰上償還することがあります。



AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

5 ファミリーファンド方式

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは受益者が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部を同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。但し、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合もあります。





ファンドの投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主に日本の企業の発行する株式を投資対象としますので、組入株式の値動きにより基準価額は変動します。一般的に株価は個々の企業活動や市場経済の状況に応じて変動します。当ファンドは、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、元本が割り込むおそれがあります。ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属します。お申込みの際は、必ず事前に「投資信託説明書(目論見書)」をご覧ください。

ファンドの 主 なリスク

■ 株式投資リスク(価格変動リスク)

一般的に株価は個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。当ファンドは、マザーファンドを通じて、日本の株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動することがあります。特に株価の下降局面では、当ファンドの基準価額は大きく下落する可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格の下落や利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。また、投資資金が回収できなくなることもあります。

■ 株式の流動性リスク

当ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれます。このような株式への投資は、価格変動率が比較的高く、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があります。

■ 基準価額水準に基づく繰上償還に係るリスク

当ファンドは、基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金を加算しません。)が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。この場合、組入資産の売却を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が11,500円を下回る可能性があります。この基準価額水準は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であり、償還価額ではありません。また、基準価額が11,500円を超えることを示唆または保証するものでもありません。安定運用に切り替わった後の基準価額の動きは、株式市場の動きに追随しなくなります。

■ ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入れ有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

※上記は、当ファンドに関わる全てのリスクを完全に網羅しておりませんのでご留意ください。 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の「投資リスク」に関する項目を必ずご覧く ださい。



AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

ご投資の手引き

取得のお申込みについて

取得のお申込み	販売会社において取引口座を開設の上、所定の方法にてお申込みください。 受益権の取得申込期間は、1)当初募集期間(平成20年7月22日から平成 20年8月7日)、および、2)継続募集期間(平成20年8月8日から平成20年 10月30日まで)における販売会社の毎営業日です。なお、継続募集期間の お申込みについては、午後3時(半休日の場合は午前11時)までに、取得 申込が行なわれ、かつ該当申込にかかる販売会社所定の手続きが完了し たものを当日の申込み分とします。原則として、平成20年10月30日までお 買い付けのお申込みができます。			
お申込み単位	1万円以上1円単位			
お申込み価額				
お申込み手数料	取得申込受付日の基準価額に下記の料率を乗じて得た金額とします。			
	お買付時の申込総金額 手数料率 3,000万円未満 3,000万円以上5,000万円未満 5,000万円以上1億円未満 1億円以上3億円未満 3.150%(税抜3.0%) 1.050%(税抜2.0%) 1.050%(税抜1.0%) 0.525%(税抜0.5%) かかりません			

収益の分配について

分	配	時	期	原則として、毎決算日(毎年8月10日。但し、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、分配を行ないます。	
分	配	金	額	分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を 含みます。)等の全額とし、収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、 市況動向等を勘案して決定します。但し、必ず分配を行なうものではありま せん。	



ご換金(解約)のお申込みについて

クローズド期間	平成20年8月8日から平成20年10月30日まで
	上記期間中は、原則として換金のお申込はできません。
換金のお申込み	原則として、平成20年10月31日以降は、販売会社の毎営業日に換金手続の実行を請求することができます。 換金の受付については、販売会社の毎営業日の午後3時(半日営業日は午前11時)までに、換金のお申込みが行なわれ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。 また、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、受益者は1日1件当たり5億円を超える換金のお申込みをすることはできません。
クローズド期間中の換金申込受付	受益者(受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等)は、次の事由による場合に限り、信託設定日から平成20年10月30日までの間、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって一部解約を請求することができます。 ○ 受益者が死亡したとき ○ 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき ○ 受益者が破産手続開始決定を受けたとき ○ 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき ○ その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるときなお、受益者が上記の事由により換金のお申込みをするときは、販売会社から、当該事由を証する所定の書類の提示、もしくは、提出を求められる場合があります。
換 金 単 位	1口以上1口単位
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
信託財産留保額	基準価額に0.5%の率を乗じて得た額
換金代金のお支払い	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお 支払いします。



AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

償還について

信

託

期

間

平成20年8月8日から平成23年8月10日までとします。

但し、次に該当する場合は、信託期間終了日以前に信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。

- ①基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分 配金を加算しません。)が11.500円以上に達した場合には、できるだけ 速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に 直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内にこの 信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を 下回ることとなった場合、または、信託期間中にこの投資信託契約を 解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを 得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ③監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、登録取消しを 受けたときまたは業務を廃止したときは、信託契約を解約し、信託を終 了させます。

運用状況を知るには

毎決算後及び償還後に、委託会社が、期間中の運用経過、組入有価証 券の内容及び有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、 販売会社から、予めお申し出いただいたご住所にお届けいたします。



ご負担いただく費用と税金

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	ご負担額		
お申込み時	申 込 手 数 料	取得申込受付日の基準価額に下記の料率を乗じて得た金額とします。		
		お買付時の申込総金額	手数料率	
		3,000万円未満 3,000万円以上5,000万円未満 5,000万円以上1億円未満 1億円以上3億円未満 3億円以上	3.150%(税抜3.0%) 2.100%(税抜2.0%) 1.050%(税抜1.0%) 0.525%(税抜0.5%) かかりません	
収益分配時	所 得 税	普通分配金※1に対し10%※2(個人の受益者に対する課税)		
及び地方税 (所得税7%、地方税3%)				
ご換金時	信託財産留保額	基準価額に対して0.5%		
所 得 税 及 び 解約請求日の換金価額の個別元本超過額※3に対し10% ※2(個人の受地 方 税 益者に対する課税)(所得税7%、地方税3%)				
償 還 時	所 得 税 及 び 地 方 税	償還価額の個別元本超過額 ^{※3} に対し 課税)(所得税7%、地方税3%)	10%*2(個人の受益者に対する	

ファンドで間接的にご負担いただく費用

時期		項目			ご負担額		
運	用	信言	壬 報	酬	投資信託財産の純資産総額に対し年率1.2075% (税抜1.15%)		
期間					純資産総額が 10億円以上の 場合の配分 純資産総額が	委託会社 ·····年率0.84% (税抜 0.8%)	
毎 	日					販売会社 ·····年率0.315% (税抜 0.3%)	
						受託会社 ·····年率0.0525% (税抜 0.05%)	
			10			委託会社 ·····年率1.05% (税抜 1.0%)	
					10億円未満の	販売会社 ·····年率0.105% (税抜 0.10%)	
					場 合 の 配 分	受託会社 ·····年率0.0525% (税抜 0.05%)	
		信託事	務の諸費	:用※4	投資信託財産の純資産総額に対し、年率0.10%(税込)を上限とします。		
		その他の費用			売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用、保管費用等 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		



AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

※1 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

※2 平成20年12月31日までの個人の受益者の場合の税率です。個人の受益者が支払いを受ける普通分配金、並びに換金(解約)及び償還時の個別元本超過額については、平成20年12月31日までは10%(所得税7%、地方税3%)の軽減税率が適用され、この税率による源泉徴収が行なわれます。また、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。平成21年1月1日からは上記の税率が20%(所得税15%、地方税5%)となります。ただし、以下の特例措置があります。

【 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間の特例措置 】

- ①分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%(所得税7%、地方税3%)の税率で源泉徴収が行なわれます。但し、その各々の年分の普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません(確定申告が必要となります。)。
- ② 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対しては、合計額が500万円以下の場合は、10%(所得税 7%、地方税3%)の税率が適用されます。但し、当該合計額が500万円を超える場合は、その超える年分については申告不要の特例は適用されません(確定申告による申告分離課税となります)ので20%の税率となります。
- ■なお、法人の投資家の場合は税率及び特例措置が異なります。
- ■税金についての更なる詳細は投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。

※3 受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料及びこれにかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なう都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。但し、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

※4 信託事務の諸費用には、投資信託振替制度に係る手数料及び費用、有価証券届出書・有価証券報告書及び半期報告書の作成、印刷及び提出に係る費用、目論見書の作成・印刷及び交付に係る費用、投資信託約款の作成・印刷及び届出に係る費用、運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出用も含みます。)、ファンドの受益者に対する公告に係る費用並びに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用、ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用が含まれます(消費税等相当額を含みます)。

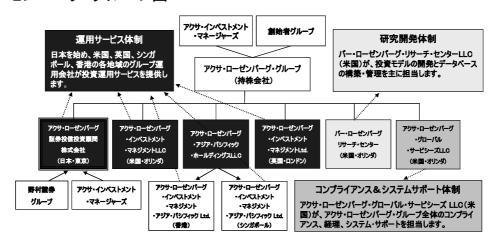
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。



アクサ・ローゼンバーグについて

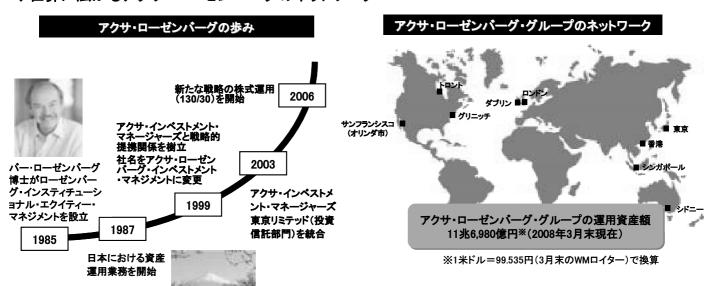
- アクサ・ローゼンバーグは、株式の定量モデル開発における世界的権威バー・ローゼンバーグ博士が、最新の学術的な成果を基礎に株式システマティック運用専門機関として1985年に設立したローゼンバーグ・インスティチューショナル・エクイティー・マネジメントを前身としています。
- 1999年1月に世界有数の金融・保険グループAXA(アクサ)と提携し、現在は、アクサ・ローゼンバーグ・グループとして、米国の持株会社のもとでグループー体となった研究開発及びシステムサポート体制を敷き、グローバルにビジネスを展開しています。
- アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問は、アクサ・インベストメント・マネージャーズの幅広い商品とサービスを提供するとともに、アクサ・ローゼンバーグの運用拠点としての役割を果たしています。

◆アクサ・ローゼンバーグ・グループ図



米国持株会社のもとで、グループー体となった研究開発とグローバル・コンプライアンス並びにシステムサポート体制をとっています。日本、米国、英国、アジア・パシフィック(シンガポール及び香港)の各拠点では、担当地域での株式運用をすると同時に、グループー体となったグローバル・ポートフォリオの運用サービスを提供しています。

◆世界に広がるアクサ・ローゼンバーグのネットワーク



投資信託説明書(交付目論見書) 目次

第一部	証券情報	 1
第二部	ファンド情報	 4
第1	ファンドの状況	 4
1	ファンドの性格	 4
2	投資方針	 13
3	投資リスク	 21
4	手数料等及び税金	 26
5	運用状況	 30
6	手続等の概要	 30
7	管理及び運営の概要	 32
第2	財務ハイライト情報	 35
第3	内国投資信託受益証券事務の概要	 35
第4	ファンドの詳細情報の項目	 37

【信託約款】

【用語解説】

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8 「日本のチカラ」ということがあります。 (以下「ファンド」又は「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・契約型の追加型証券投資信託・受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・なお、当初元本は、1万口当たり1万円です。
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まれることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

当初募集期間

1,000億円を上限とします。 継続募集期間

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

当初募集期間

1万口当たり1万円

継続募集期間

取得申込受付日の基準価額 とします。なお、午後3時(半休日の場合は午前11時)までに、取得申込が行われ、かつ該当申込にかかる販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

直近の基準価額につきましては、販売会社又は委託会社の以下の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか(後記「(8)申込取扱場所」を参照。)、計算日の翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄にも掲載されます(当ファンドの略称: "日チカラ")。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。 なお、当ファンドにおいては、1万口当たりの基準価額で表示します。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額(当初募集期間中は1万口当たり1万円)に、販売会社が 定める料率を乗じて得た額とします。ただし、申込手数料率は3.15%(税抜3.00%) を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

当初募集期間

平成20年7月22日から平成20年8月7日までとします。

継続募集期間

平成20年8月8日から平成20年10月30日までとします。

原則として、平成20年10月30日まで、お買い付けのお申込ができます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。但し、一部取扱いを行なわない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問合せください。なお、販売会社については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

電話番号(代表): 03-5447-3100

(受付時間 9:00~17:00 土、日、祝日は除きます。 但し、半休日となる場合は9:00~12:00)

(9) 【払込期日】

当初募集期間

当初募集期間中(平成20年8月7日まで)に、お申込金額をお申込販売会社にお支払い下さい。当初募集期間内における発行価額の総額は、販売会社によって、当初設定日(平成20年8月8日)に、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社(以下、「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、当ファンドの受託会社であるりそな信託銀行株式会社(以下、「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続募集期間

取得申込者は、お申込金額を販売会社の定める期日までに、お支払い下さい。 継続募集期間における各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定が行われる日 に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド 口座に振り込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。 (販売会社は上記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。)

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

「株式会社証券保管振替機構」

(12)【その他】

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<参考:投資信託振替制度とは>

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「AXA日本割安株戦略マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。) の受益証券、ならびに、日本の公社債等を主要投資対象とします。主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)に実質的に投資を行ない、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金は加算しません。以下同じ。)が 11,500 円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。

- ・ 組入資産の売却等を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が 11.500 円を下回る場合があります。
- ・ 上記の基準価額水準は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であって、当該投資信託の基準価額が 11,500 円を超えることを示唆または保証するものではありません。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託/限定追加型です。

当ファンドは、マザーファンドの受益証券ならびに、日本の公社債等を主要投資対象とします。本書において、文脈により別に解すべき場合を除いて、「当ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

なお、「限定追加型」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「当初設定後一定期間は新規資金による追加設定が可能ものの、その後は分配金による再投資、もしくはスイッチングのみの追加設定が可能なもの」をいいます。

発行(売出)価額の総額

- 1) 当初募集期間
 - 1,000億円を上限とします。
- 2) 継続募集期間
 - 2,000億円を上限とします。

委託会社は、受託会社の合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ファンドの特色

1) 幅広い投資対象

主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)に実質的に投資を行ない、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、国内の株式等に直接投資する場合があります。運用の基本となるベンチマークは設定しませんが、TOPIX(配当込み)を参考指数として、中期的に参考指数を上回る運用成果の獲得を目指して運用を行ないます。

日本の全上場株式3,769銘柄※1を投資対象とし、全ての銘柄の分析を行ないます。



^{※1}一部データの蓄積が不十分な銘柄は除いています。

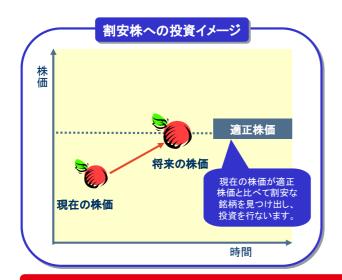
^{※2}大証には、第一部、第二部、ヘラクレスが含まれます。

^{※3}地方市場には、福岡証券取引所、札幌証券取引所、名古屋証券取引所、名証セントレックス、福証Q-Board、札証アンビシャスが含まれます。 重複上場銘柄は、出来高の多い市場に含めています。

出所:アクサ・ローゼンバーグ(投資対象銘柄数は2008年6月25日現在。今後変更になる場合があります)

2) 割安な銘柄を選定

現在の株価が適正株価を下回る状況にある銘柄は、適正株価に近づくことが予想されます。アクサ・ローゼンバーグは、企業が将来にわたって生み出しうる企業収益のポテンシャルから適正株価を導き出し、さまざまな観点からみた割安銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。





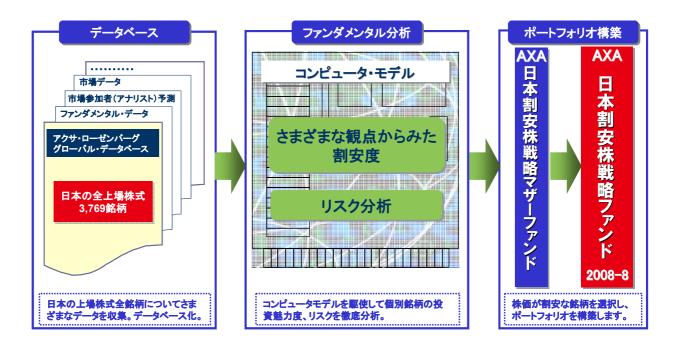
割安銘柄へ投資することにより、中期的に高いパフォーマンスが期待できます。

- ※1 PERとは、株価を1株あたり税引き後利益(EPS)で割ったもので、株価がEPSの何倍まで買われているかを示します。株価と企業の収益力を比較することによって株式の投資価値を判断する際に利用される尺度。
- ※2 PBRとは、株価を1株あたり純資産(BPS)で割ったもの。PERが利益から見た指標であるのに対して、PBRは資産から見た指標。

上記はイメージ図であり、実際の株価を示唆、保証するものではありません。

3) コンピュータ・モデルによる運用

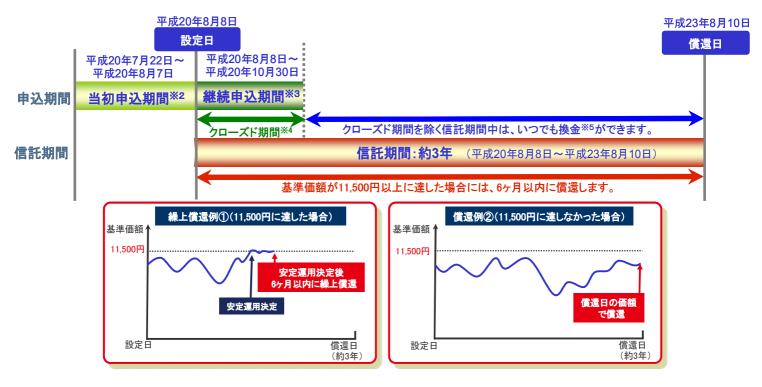
アクサ・ローゼンバーグ独自開発のコンピュータ・モデルを駆使して、幅広い投資対象のファンダメンタルを徹底的に分析し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行ないます。分析の際は、全上場銘柄を170の事業分類、200以上の財務項目等に分解し、さまざまな視点からみた適正評価額を算出することで、すべての銘柄ひとつひとつの割安度を測ります。



4)償還ルール

基準価額 ¹(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金を加算しません。)が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。

- 組入資産の売却等を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が11,500円を下回る場合があります。
- 上記の基準価額水準は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であって、当ファンドの基準価額が11,500円を超えることを示唆または保証するものではありません。

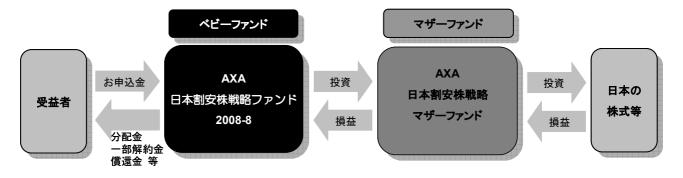


- ※1 1万口あたり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金は加算しません。
- ※2 当初申込期間中は、10,000口当たり10,000円が申込価額となります。
- ※3 継続募集期間中は、申込受付日の基準価額が申込価額となります。
- ※4 特別な事由による途中換金(特別換金)を除き、クローズド期間中は換金できません。
- ※5 信託期間中に換金する際は、基準価額に0.5%の率を乗じて得た額の信託財産留保額がかかります。
- * 繰上償還例①において、組入資産の売却等を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が 11,500円を下回る場合があります。
- * 上記の基準価額は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であって、当ファンドの基準価額が11,500円を超えることを示唆または保証するものではありません。
- * 償還例②において、償還価額が申込価額を下回り、投資元本を割り込む場合があります。
- * また、残存口数が30億口を下回る場合等は、繰上償還することがあります。

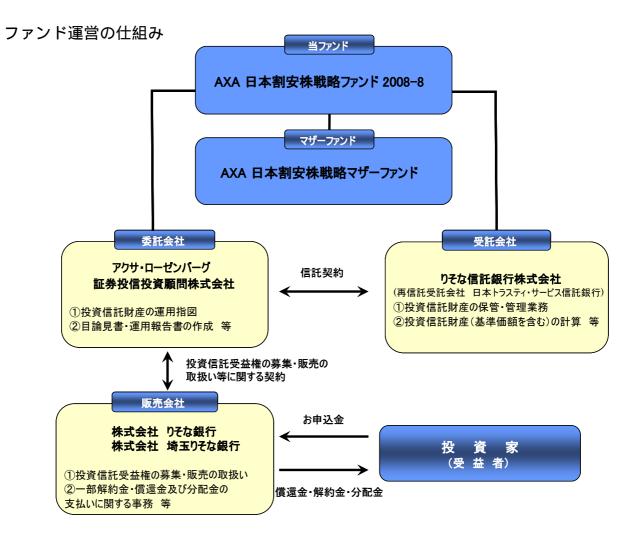
5)ファミリーファンド方式の運用

<ファミリーファンド方式の仕組み>

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは受益者が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部を同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。但し、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合もあります。



(2)【ファンドの仕組み】



関係法人の名称及び役割

1)委託会社

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社(以下「当社」といいます。)

- ・信託約款の届出・受託会社との信託契約の締結
- ・投資信託財産の運用指図
- ・目論見書及び運用報告書の作成
- ・投資信託財産に関する帳簿書類の作成 など

2)販売会社

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

- ・委託会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約の締結
- ・投資信託受益権の募集及び販売の取扱い
- ・信託契約の一部解約の取扱い
- ・受益者に対する一部解約金、償還金及び分配金の支払い
- ・目論見書及び運用報告書の交付
- ・取引報告書及び取引残高報告書の交付 など

3)受託会社

りそな信託銀行株式会社

- ・委託会社との信託契約の締結
- ・投資信託財産の管理・保管
- ・投資信託財産(基準価額を含む。)の計算

委託会社の概況(平成20年4月末日現在)

1)名称: アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

2) 所在地 : 東京都港区白金一丁目17番3号

3) 資本金: 4億5,000万円

4) 会社の沿革

昭和62年(1987年)	ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。
昭和63年(1988年)	投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。
平成8年(1996年)	「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会 社」に商号を変更。
平成11年(1999年)	アクサ・グループとの資本・業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成14年(2002年)	アクサ・グループ内の「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」より、当該会社の投資顧問業務の 事業を譲り受ける。
平成15年(2003年)	投資信託委託業認可取得。「アクサ・インベストメント・マ ネージャーズ東京リミテッド」の投資信託委託業務の事業を 譲り受け、同会社の日本における業務を統合。
平成18年(2006年)	証券業登録、商号を「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資 顧問株式会社」に変更。投資顧問業務、投資信託委託業務、 及び証券業務を併営。
平成19年(2007年)	金融商品取引業者(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業)登録、登録番号: 関東財務局長(金商)第16号

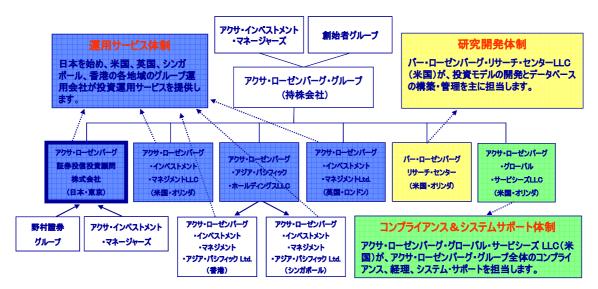
5)大株主の状況(平成20年4月末日現在)

名称	住所	所有株数	所有比率
アクサ・ローゼン バーグ・グループ ・エルエルシー	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 オリンダ スィート100 E オリンダ ウェイ 4	12,040株	30.7%
アクサ・インベスト メント・マネー ジャーズ・エスエー	フランス共和国92932パリ ラ・デ ファンス セデックス、エスプラン ド・デュ・ジェネラル・ドゥ・ゴー ル、100、トゥール・ベー ラ・デ ファンス 4 、クール・デファンス	25,798株	65.9%
野村アセットマネジ メント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	1,325株	3.4%

「 アクサ・ローゼンバーグ・グループについて 1

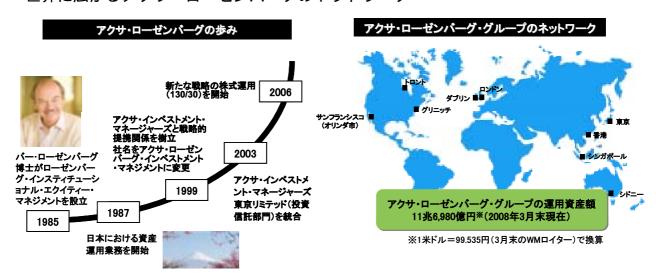
- アクサ・ローゼンバーグは、株式の定量モデル開発における世界的権威バー・ローゼンバーグ博士が、最新の学術的な成果を基礎に株式システマティック運用専門機関として1985年に設立したローゼンバーグ・インスティチューショナル・エクイティー・マネジメントを前身としています。
- 1999年1月に世界有数の金融・保険グループAXA(アクサ)と提携し、現在は、アクサ・ローゼンバーグ・グループとして、米国の持株会社のもとでグループー体となった研究開発及びシステムサポート体制を敷き、グローバルにビジネスを展開しています。
- アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問は、アクサ・インベストメント・マネージャーズの幅広い商品とサービスを提供するとともに、アクサ・ローゼンバーグの運用拠点としての役割を果たしています。

<アクサ・ローゼンバーグ・グループ図>



米国持株会社のもとで、グループ一体となった研究開発とグローバル・コンプライアンス並びに システムサポート体制をとっています。日本、米国、英国、アジア・パシフィック(シンガポー ル及び香港)の各拠点では、担当地域での株式運用をすると同時に、グループ一体となったグローバル・ポートフォリオの運用サービスを提供しています。

<世界に広がるアクサ・ローゼンバーグのネットワーク>



2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この証券投資信託は、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行なうことを基本方針とします。

投資態度

- 1) 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、日本の金融商品取引所に 上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大 証へラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を 含みます。)に実質的に投資を行ない、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標 として運用を行ないます。マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位 を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、国内の株式等に直接投資する 場合があります。
- 2) 運用の基本となるベンチマークは設定しませんが、TOPIX(配当込み)を参 考指数として、中期的に参考指数を上回る運用成果の獲得を目指して運用を行ないま す。
- 3) 株式への実質投資割合は、通常の状態で投資信託財産の80%程度以上に維持することを基本とします。
 - 「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。
- 4) 上記1)から4)にかかわらず、基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金は加算しません。以下同じ。)が 11,500 円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。
 - ・ 組入資産の売却等を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が 11,500 円を下回る場合があります。
 - ・上記の基準価額水準は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であって、当該投資信託の基準価額が 11,500 円を超えることを示唆または保証するものではありません。
- 5) 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 50%以下とします。
- 6) 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備 にはいったとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行な われないことがあります。

マザーファンドの運用方針

- 1)日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャス ダック、東証マザーズ、大証ヘラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みま す。また、上場予定を含みます。)に投資を行ない、投資信託財産の中期的な成長を図る ことを目標として運用を行ないます。
- 2)日本株式市場全体の幅広い投資ユニバースから、さまざまな株価の割安度を測る指標を もとに、株価が割安で、配当利回りが高く、かつファンダメンタルズ分析により倒産確率等 のリスクが低いと思われる銘柄を選択し、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 3)コンピュータ・テクノロジーを駆使した定量モデルにより、銘柄選択、ポートフォリオの構築、 売買指示、最適化にいたる一連の投資意思決定プロセスを、システマティックな手法に基 づき行ないます。
- 4)個別銘柄の選択にあたっては、企業の財務諸表における各項目や特性、企業収益の変化等といった多面的な尺度に着目し、定量モデルにより個別銘柄を詳細に評価・分析することで、ボトムアップ・アプローチでの銘柄選択を行ないます。
- 5)運用の基本となるベンチマークは設定しませんが、TOPIX(配当込み)を参考指数として、 中期的に参考指数を上回る運用成果の獲得を目指して運用を行ないます。
- 6)株式の組入れ比率は、通常の状態で投資信託財産の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 7)大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいった とき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがありま す。

(2)【投資対象】

主な投資対象

マザーファンドの受益証券、ならびに、日本の公社債等を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類(信託約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ・有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - 八.金銭債権
 - 二.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

投資対象有価証券(信託約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券及び次の有価証券(金商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券

- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条 第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で 定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券および新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるもの をいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で 定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益 証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。 なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のう ち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号か ら第 6 号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号 および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第16条第2項)

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

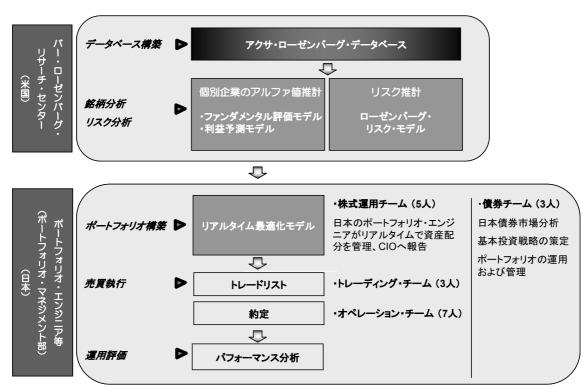
- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を 除きます。)

- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

運用に係る組織

当ファンドの運用は、委託会社のポートフォリオ・マネジメント部の株式運用チームと債券運用チームが、担当します。ポートフォリオ・マネジメント部の責任者である最高投資責任者が、ポートフォリオ・エンジニアより株式の担当ポートフォリオ・マネージャーを任命し、その担当ポートフォリオ・マネージャーが、定量モデルをもとに選出された、主要投資対象である日本の金融商品取引所に上場されている株式の組入れ等の投資判断を行ないます。ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款に定める基本方針に則り、株式市場等の市場動向を考慮しながら、日々ポートフォリオを管理します。最高投資責任者は、ファンドのポートフォリオが適正に構築されていること、及び、投資信託財産の運用が運用目的に沿っていることを確認します。安定運用移行後の運用は、債券運用担当のポートフォリオ・マネージャーが、ファンドのデュレーションや平均格付等のリスクを抑え、流動性を確保しつい、安定運用を行ないます。最高投資責任者は、ファンドのポートフォリオが適正に構築され安定運用が行なわれていることを確認します。



各種運用委員会: CIO会議、ポートフォリオ・エンジニア会議、リサーチセンター会議 ※上記体制およびプロセスは、2008年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 各種運用委員会の内容 >

名称	メンバー	頻度	決定事項
CIO会議	グローバルCIO、各	月1回	・自社開発の定量モデルと市場環
	拠点CIO、バー・ロー	(必要に応	境の整合性の確認
	ゼンバーグ・リサー	じ随時)	・中長期的な運用プロセス、モデ
	チ・センター・マ		ルの強化
	ネージング・ディレ		・グループのリサーチテーマの発
	クター		掘
PE会議	CIO、ポートフォリ	週1回	・定量モデルの稼働状況の確認
	オ・エンジニア、ト	(必要に応	・パフォーマンス・レビュー
	レーダー	じ随時)	・チーム内の情報共有化
リサー	バー・ローゼンバー	週1回	・シミュレーションの計画・検討
チ・セン	グ・リサーチ・セン	(必要に応	・長期的な視点からのモデルの機
ター	ター・マネージン	じ随時)	能強化の提案
会議	グ・ディレクター及		
	びスタッフ		

運用体制に関する社内規則

運用担当者は、委託会社が運用者の服務について社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行なうにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して投資信託約款に予め 定める基本方針、及び、運用態度に適っていることを日々確認することにより、 ファンドの投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行なわれる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

ファンドの関係法人に対する管理体制

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、業務部が日々の純資産 照合、月時の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかる内 部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制 の有効性についての監査人による報告書、及び災害時等における事業継続計画書を 受託会社より受け取っており、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十 分な水準であることを確認します。

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた

場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、 業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故 報告書は隔週で行なわれる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必 要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、 必ず分配を行なうものではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本と同一の 運用を行ないます。

(5)【投資制限】

当ファンドは、以下の投資制限に従います。

前記「2 投資方針 (2)投資対象 投資対象有価証券」に記載する有価証券以外の有価証券への直接投資は行ないません。但し、前記「2 投資方針 (2)投資対象 金融商品の指図範囲」に記載する金融商品に投資することができます。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1)株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2)外貨建資産への投資は行ないません。
- 3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4)同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5)新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6)投資信託証券(但し、マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資 割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7)同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株 予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約 権付社債を含みます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の 純資産総額の5%以内とします。
- 8) デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
 - ・「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額 とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額の うち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー ファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資 産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいい ます。)との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいま す。

信託約款上のその他の投資制限

1)信用取引の運用指図

以下の指図を行なうことができます。

- イ) 信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの 指図をすることができるものとします。
- 口) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産 の純資産総額の範囲内とします。
- 八) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

2) 先物取引等の運用指図

以下の指図を行なうことができます。

- イ)日本の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ロ) 日本の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

3)スワップ取引の運用指図

以下の指図を行なうことができます。

- イ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、信託期間(信託契約締結日から平成23年8月10日まで)を超えないものとします。但し、 当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは ありません。
- 口)当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ハ)上記においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 二)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
- ホ)スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

4)有価証券の貸付の指図

- イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財 産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 口)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、 投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 八)上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、 その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 二)有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行 なうものとします。

5)資金の借入れ

- イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、 一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、 当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 口)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金 支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日まで の間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券 等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資 信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内 である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約 代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。但し、資金の借入 額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超え ないこととします。
- ハ)委託者は、資金借入れにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の 提供の指図を行なうものとします。
- 二)借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および担保の提供に要する費用 は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

その他の法令上の投資制限

1)同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9 条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第130条第 1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行ない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドへの投資には、主に以下のリスクを伴います。取得申込者は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関わる全てのリスクを完全に網羅しておりませんので、ご留意ください。

[はじめに]

- 1) 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資を行なうことで、日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、及び、ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)に実質的に投資を行います。また、日本の公社債等に直接投資をします。したがって、株式・公社債等の値動き等により基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。
- 2) 当ファンドは、預金保険機構、貯金保険機構、及び、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。したがって、<u>元本及び収益の確保が保証された商品</u>ではありません。
- 3)ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属します。

基準価額の変動リスク

当ファンドの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴い、それにより基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。したがって、元本は保証されていません。主なリスクとしては以下のものがあげられます。

1)株式投資リスク(価格変動リスク)

当ファンドは、マザーファンドを通じて、日本の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴います。当ファンドの基準価額は、マザーファンドの組入れ有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、投資元本を割り込むおそれがあります。特に株価の下降局面では、当ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。一般的に、株価は個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、当ファンドが実質的に保有する株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。

2)信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格の下落や、公社債及び短期金融資産等の利息又は償還金の支払いの遅延・不履行のリスクがあります。当ファンドは、マザーファンドを通じて、株式等に投資を行ないますが、その発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあり、不測の損失を生じるおそれがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

3)株式の流動性リスク

当ファンドの投資対象とするマザーファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、価格変動率が比較的高く、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされ不測の損失が生じる恐れがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

4)基準価額水準に基づく繰上償還のリスク

当ファンドは、基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金を加算しません。)が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。この場合、組入資産の売却を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が11,500円を下回る可能性があります。この基準価額水準は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であり、償還価額ではありません。また、基準価額が11,500円を超えることを示唆または保証するものでもありません。安定運用に切り替わった後の基準価額の動きは、株式市場の動きに追随しなくなります。

5)市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、 経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあり ます。これにより当ファンドもしくは当ファンドの投資対象であるマザーファ ンドの運用が影響を被り、不測の損失を生じるおそれがあります。その場合、 当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

6) コール・ローンの相手先に関するリスク

当ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行ないますが、これには相手先の信用リスクが伴います。当該取引の相手先が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあり、不測の損失を生じるおそれがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

7)解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするためマザーファンドの組入れ有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。また、解約資金を手当てするため資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

8) 先物取引等に伴うリスク

当ファンド、もしくは、マザーファンドにおいて、先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中断、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより不測の損失を生じることがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。また、先物を買い建てた(売り建てた)場合、先物価格の下落(上昇)により損失を被る可能性があります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

9)ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入れ有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

10)その他のリスク・留意点

i) 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によって、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

ii)換金請求に関わる留意点

受益者は、1日1件あたり5億円を超える換金の請求はできません。

iii)繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、 受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させること ができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利である と認めるとき、または、正当な理由があるときは、受託会社と合意のうえ、 必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができま す。

iv) ベンチマークに関わる留意点

当ファンドは、運用の基本となるベンチマークは設定しませんが、TOPIX (配当込み)を参考指数として、参考指数を上回る運用成果の獲得を目指して行ないますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

- v) 法令・税制・会計等の変更に関わる留意点 法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。
- vi)お買付及びご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、その他合理的な事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合を含みます。)があるときは、お買付及びご換金の受付を中止またはすでに受け付けたお買付及びご換金のお申し込みを取り消しさせていただくことがあります。

vii)その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行なわれます。それぞれの場合において、その金額が販売会社に対して支払われたあとは、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

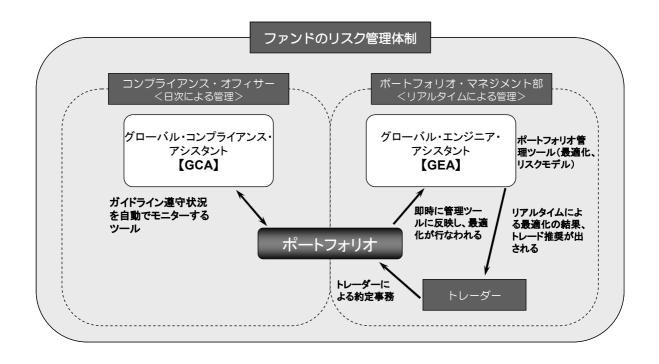
(2)リスク管理体制

委託会社は、当ファンドのリスク管理を、以下の通り、独自に開発したコンピュータシステム内の定量モデル「アクサ・ローゼンバーグ・リスク・モデル」によってポートフォリオにおけるリスクを計測することを通じて行ないます。このリスク・モデルは、運用プロセスにおける最適化プロセスの中に組み込まれており、ポートフォリオが過大なリスクをとっている場合はそのリスク量を適正なレベルまで抑えるようシステムを通じてトレーダーに取引を行なうよう指示します。また、ベンチマークと比較してリスクが過小な場合においては、適正なリスク水準まで引き上げるようシステムを通じてトレーダーに取引を行なうよう指示します。このように、ポートフォリオにおけるリスク管理は委託会社独自のリスク・モデルがコンピュータ化された運用プロセスの中に組み込まれているため、常にポートフォリオのリスク量は計測され、対ベンチマークで計測したポートフォリオにおけるリスクが一定の許容リスク範囲内に収まり、かつ、期待超過リターンが最大となるように、ポートフォリオの最適化は維持されています。

最高投資責任者とポートフォリオ・エンジニアは、定例会議において、定量モデルの 稼働状況の確認やパフォーマンスレビューを通してポートフォリオの最適化及びポート フォリオにおけるリスクを確認しています。また、委託会社で開発した定量モデルと市場環境の整合性の確認、パフォーマンスレビューによる情報の共有化、及び、中長期的な運用プロセスや定量モデルの強化を図ることを目的として、アクサ・ローゼンバーグ・グループの各国拠点の最高投資責任者は定期的に会議を行なっています。

安定運用移行後は、ファンドのデュレーションや平均の格付け比率等のリスクを、日々独自開発のポートフォリオ・モニタリング・ツールを使って、安定運用の許容範囲内に収まっているかを日々モニタリングし、リスク管理を行ないます。また、当ファンドの安定運用に当っては、現金比率を日々モニタリングし、適当な流動性確保に努めます。更に、ポートフォリオの運用状況がガイドラインに合致しているか、コンプライアンス・オフィサーが日々レビューしています。

また、委託会社においては、最高投資責任者とポートフォリオ・エンジニアが、当ファンドの日々のポートフォリオにおけるリスク管理を行ないます。法令又は投資信託 約款等のファンドの遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行ないます。



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額(当初募集期間中は1万口当たり1万円)に、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。ただし、申込手数料率は3.15%(税抜3.00%)を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

基準価額に0.5%の率を乗じて得た金額とします。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.2075%(税抜 1.15%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は以下の通りとします。

1)純資産総額が10億円以上の場合

委託会社 年率0.84% (税抜 0.80%)

販売会社 年率0.315% (税抜 0.30%)

受託会社 年率0.0525%(税抜 0.05%)

2)純資産総額が10億円未満の場合

委託会社 年率1.05% (税抜 1.00%)

販売会社 年率0.105% (税抜 0.10%)

受託会社 年率0.0525%(税抜 0.05%)

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の 6ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日。)及び毎決算期末または 信託終了のときに投資信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担 とし、投資信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用 保管費用等

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替金の利息

その他下記の諸費用

- 1)投資信託振替制度に係る手数料及び費用
- 2)有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書の作成、印刷及び提出に係る 費用
- 3)目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4)投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5)運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 6)ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更又は信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7)ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用委託会社は、上記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、投資信託財産の純資産額に対して年率0.10%(税込)を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託会社は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託会社が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。但し、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。なお、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

■ 個人の受益者に対する課税

[平成20年12月31日まで]

個人投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用され、この税率による源泉徴収が行われます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配金および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。

[平成21年1月1日以降]

平成21年1月1日以降は、個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税を選択した場合、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。なお、普通分配金ついては総合課税を選択することもできます。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで(2年間の特例措置)]

収益分配金に対する課税

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%(所得税7%および地方税3%)の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円(個々のファンド・銘柄毎に年間の普通分配金・配当金の額が1万円以下の場合は合計額の計算から除外します。)までは10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません(確定申告が必要となります。)。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100万円を超える部分は20%の税率となります。

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円までは10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません(確定申告による申告分離課税となります)ので20%の税率となります。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設]

平成21年1月1日から、譲渡損失(換金(解約)時および償還時の差損を含みます。)と収益分配金との間の損益通算の仕組みが導入されます。換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能となります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

法人の投資家に対する課税

平成21年3月31日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収 され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成21年4月1日からは、15%(所得税15%)となります。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として益金不算入制度の適用が可能です。

換金(解約)時および償還時の課税について

[平成20年12月30日まで]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象(配当所得)となります。

[平成21年1月1日以降]

個人の投資家の場合

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行

われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む) を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

法人の投資家の場合

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)と なります。

なお、販売会社買取りによるご換金の場合は、税金の取扱が異なる場合があります。買取りによるご換金につては、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

個別元本について

- 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)があります。

5【運用状況】

当ファンドは、平成20年8月8日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、 該当する記載事項はありません。

6【手続等の概要】

(1)申込(販売)手続等

取得の申込み

販売会社において取引口座を開設の上、所定の方法にてお申込みください。

受益権の取得申込期間は、1)当初募集期間(平成20年7月22日から平成20年8月7日)および、2)継続募集期間(平成20年8月8日から平成20年10月30日まで)における販売会社の毎営業日です。なお、継続募集期間のお申込みについては、午後3時(半休日の場合は午前11時)までに、取得申込が行われ、かつ該当申込にかかる販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込み分とします。原則として、平成20年10月30日までお買い付けのお申込ができます。

申込単位、申込価額

- ・申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・申込価額は、取得申込受付日の基準価額(当初募集期間中は1万口当たり1万円)とします。

受益権の保護預り

該当事項はありません。

申込手数料

取得申込受付日の基準価額(当初募集期間中は1万口当たり1万円)に、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。ただし、申込手数料率は3.15%(税抜3.00%)を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)換金(解約)手続等

換金(解約)請求の受付

- ・原則として、平成20年10月31日以降は、販売会社の毎営業日に換金手続の実行を請求することができます。換金の受付については、午後3時(半日営業日は午前11時)までに、換金の請求が行なわれかつ販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。
- ・原則として、信託設定日から平成20年10月30日までの期間(「クローズド期間」といいます。)は、換金(解約)のお申込みはできません。

換金(解約)の申込受付の制限

・ 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止すること、及び既に受け付けた換金請求の受付を取り消すことがあります。

- ・ 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の換金請求を撤回できます。但し、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受け付けたものとして取扱います。
- ・ 管理を円滑に行なうため、受益者は1日1件当たり5億円を超える換金を請求すること はできません。

換金申込単位

換金申込単位は、1口以上1口単位とします。

クローズド期間の換金(解約)申込受付

受益者(受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等)は、次の事由による場合に限り、信託設定日から平成20年10月30日までの間、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約を請求することができます。

- 受益者が死亡したとき
- 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
- 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

なお、受益者が上記の事由によりその請求を行なうときは、指定販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示、もしくは、提出を求めることができるものとします。

換金(解約)価額及び換金(解約)代金の支払い

- ・ 換金(解約)価額 : 「換金申込受付日の基準価額 ¹」 「信託財産留保額」 ²
- ・ 換金(解約)代金 : 「換金(解約)価額」 「元本超過額に対する所得税及び地方 税」³
- ・ 換金(解約)代金の受渡日 : 原則として、換金(解約)申込受付日から起算して5営業 日目から。
 - 1「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。
 - 2「信託財産留保額」とは償還時までに投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。(当ファンドの場合は、一部解約申込日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た金額をいいます。)
 - 3 くわしくは前述「4.手数料等及び税金」をご参照ください。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1)基準価額の算定

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を、受益権総口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

- 2)基準価額の算出頻度と公表
 - ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社 等で入手することができます。
 - ・直近の基準価額につきましては、販売会社又は委託会社の以下の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか(第一部「証券情報」「(8)申込取扱場所」を参照。)、計算日の翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄にも掲載されます(当ファンドの略称:"日チカラ")。

[委託会社]

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

電話番号(代表) 03-5447-3100

(9:00~17:00 土、日、祝日は除きます。 但し、半休日となる場合は9:00~12:00)

保管

該当事項はありません。

信託期間

信託契約締結日から平成23年8月10日までとします(平成20年8月8日設定予定)。 但し、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

計算期間

計算期間は、毎年8月11日から翌年8月10日までとします。但し、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。なお、第1計算期間は、信託契約締結日から平成21年8月10日までとし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から販売会社において受益者に支払われます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後及び償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、受益者が予め販売会社に届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金受領権

- 換金(解約)請求権
- · 受益権均等分割
- · 帳簿閲覧権

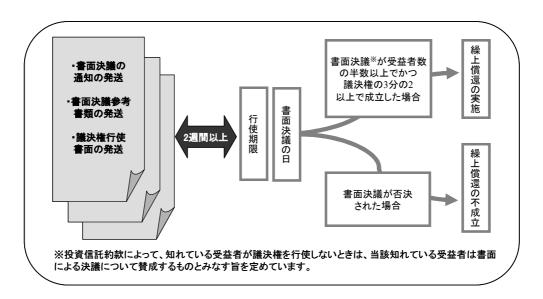
その他

1)信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、次の場合には受託会社と合意の上、信託を 終了させることができます。この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を監 督官庁に届け出ます。

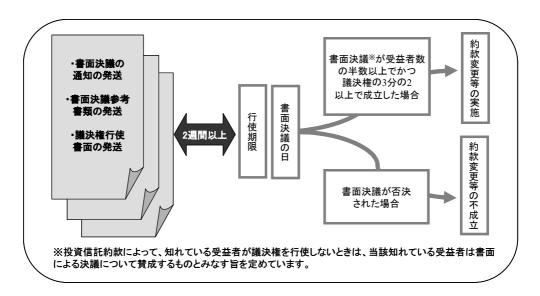
- i) 基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金を加算しません。)が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入れマザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内にこの信託契約を解約し信託を終了させます。
- ii) 信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- iii) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、登録取消しを受けたときまたは業務を廃止したときは、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、委託会社は上記) に従い信託を終了させるには、次の手続きで行ないます。



2)信託約款の変更

- i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること、または、この信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ii) 委託会社は、)の変更事項(前項の変更事項にあたっては、その内容が 重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約 款の変更等」といいます。)については、以下の手続きで行ないます。



ただし、併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

iii) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとする ときは、上記ii)の規定に従います。

第2【財務ハイライト情報】

当ファンドは、平成20年8月8日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現 在、該当する記載事項はありません。

なお、当ファンドの会計監査はあらた監査法人によって行なわれます。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1)名義書換 該当事項はありません。
- (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。但し、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。但し、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議の上、同法に定めるところに従い、一定日 現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)償還金

償還金は、信託終了時において振替機関の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(信託終了時以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了時以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(8)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、 約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(9)その他

ファンドの受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託会社は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の 記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2)保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況 純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8

(限定追加型)

投資信託約款

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この証券投資信託は、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行なうことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1)投資対象

「AXA 日本割安株戦略マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに、日本の公社債等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大証へラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)に実質的に投資を行ない、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、国内の株式等に直接投資する場合があります。

運用の基本となるベンチマークは設定しませんが、TOPIX(配当込み)を参考 指数として、中期的に参考指数を上回る運用成果の獲得を目指して運用を行ないま す。

株式への実質投資割合は、通常の状態で投資信託財産の 80%程度以上に維持することを基本とします。

・ 本約款において、「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券 等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時 価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマ ザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資 産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま す。)との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

上記 から にかかわらず、基準価額(1万口当たり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金は加算しません。以下同じ。)が11,500円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。

- ・ 組入資産の売却等を行なう際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が 11,500 円を下回る場合があります。
- ・ 上記の基準価額水準は、「株式の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であって、当該 投資信託の基準価額が11,500円を超えることを示唆または保証するものでは ありません。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 50%以下とします

大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれない

ことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時に おいて、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、投資 信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券 (但し、マザーファンドの受益証券を除きます。) への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約 権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前 の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を 含みます。)への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑧ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、 必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本と同一の 運用を行ないます。

追加型証券投資信託 AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8 (限定追加型) 投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式 会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108条)の適用を受けます。

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第17条第1項および第2項、第26条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、 受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 但し、平成 20 年 10 月 31 日以降は、信託金を追加することができないものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成23年8月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律(以下、「投資信 託法」といいます。)第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。但し、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、 一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「総資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律、政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の 指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機 関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を 除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者が やむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請 求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座 簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知 を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、 社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行な います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託 により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振 替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 指定販売会社 (委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金

融機関をいいます。以下、同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、平成20年10月30日までにおいて、最低単位を1円または1口として指定販売会社が定める単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために 開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すもの とし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれま す。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取 得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引換えに、当該口座に当該取 得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。但し、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、もしくは、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。但し、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、 委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定める

ものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限ります。)
- 八. 金銭債権
- 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として「AXA 日本割安株戦略マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券及び次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条 第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で 定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券および新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受

益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(但し、マザーファンドの受益証券を除きます。この条において同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券及び新株予約権証券及び投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第22条、第23条、第25条、第29条、第30条、および、第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係

人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なうほかの投資信託財産の間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第22条、第23条、第25条、第29条、第30条、および、第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、 取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場にお いて取引されている株式の発行会社の発行するものとします。但し、株主割当また は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券につい ては、この限りではありません。

> 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および 新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるも のについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および 新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘 柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属する とみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えること となる投資の指図をしません。

前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式、同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の運用指図)

第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産 総額の範囲内とします。

投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が 投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその 超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに、価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。) 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、日本の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに、価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した 価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め たときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条 / 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに、転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債並びに転換社債型予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式 および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で 保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するも の (受託者の利害関係人を含みます。) を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを 区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げ る基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が 適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるもの とします。

- 1. 投資信託財産の保存に係る業務
- 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の

達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類するものを含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得したコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。但し、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項但し書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。但し、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産 (金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第29条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解 約および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金及び有価証券の売却代金、有価証券に 係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金 を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解 約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資 金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含 みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の 運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合

計額を限度とします。但し、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

委託者は、資金借入れにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指 図を行なうものとします。

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および担保の提供に要する費用は受益者 の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて 受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行、および、株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の 清算分配金、株式の配当金、および、その他の未収入金で、信託終了日までにその 金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入 れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月11日から翌年8月10日までとします。ただし、第1計算期間は平成20年8月8日から平成21年8月10日までとします。 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日

は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸経費に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

- 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに投資信託約款の 変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および 交付に係る費用
- 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、あらかじめ、投資信託財産から支弁を受ける金額または当該金額の投資信託財産の純資産総額に対する比率に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額を、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、または固定率もしくは固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、合理的に計算された範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。また、第3項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、当該上限の範囲内で委託者が合理的と認める金額を第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上することができます。但し、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に実際の費用額を超えないものとします。

第2項に定める諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日。)及び毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する金額とともに投資信託財産から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の115(税抜き)の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との配分は別に定めます。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日。)及び毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第38条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、及び、第36条第2項に定める諸費用(当該諸費用にかかる消費税を含む。)を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。) は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、及び、第36条第2項に定める諸費用(当該諸費用にかかる消費税を含む。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。)に支払います。

償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金(第42条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者からの請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。但し、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の 信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、 受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、 前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者 毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、 収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間、 信託終了による償還金については第39条第2項に規定する支払開始日から10年間 その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受け た金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、第39条第2項に規定する支払開始日までに、また、一部解約金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に、収益分配金、償還金 および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じ ません。

(一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成20年10月31日以降、委託者に1 口単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。但し、受益者は1 日あたり5億円を超える一部解約を請求することはできないものとします。 前項の規定にかかわらず、受益者(受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等)は、次の事由による場合に限り、信託設定日から平成20年10月30日までの間、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約を請求することができます。

- 1. 受益者が死亡したとき
- 2. 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 3. 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
- 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるときなお、受益者が第1号から第5号の事由によりその請求を行なうときは、指定販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示、もしくは、提出を求めることができるものとします。

受益者が、前2項により、一部解約の実行を請求するときは、指定販売会社に対し、 振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に 0.5%を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を停止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が停止された場合には、受益者は当該受付

停止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。但し、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益 分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等 については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われま す。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、第4条に定める信託期間終了日以前に、基準価額(1万口あたり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金を加算しません。)が 11,500 円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンド受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え6ヶ月以内にこの信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項に定める場合のほか、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、第2項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事業が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行なうことが困難な場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、

第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第49条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、 この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること、または、この信託と他の信託との併合(投資信託法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の変更事項(前項の変更事項にあたっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、重大な約款変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当

該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決されたは、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、指定販売会社を通じて、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第44条第3項および前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示請求の制限)

- 第51条 この信託の受益者は、委託者または受益者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行 なうことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第52条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第53条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次にアドレスに掲載します。

http://www.axa-im.co.jp/

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年8月8日

委託者 アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

親投資信託

AXA 日本割安株戦略マザーファンド

投資信託約款

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第15条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この証券投資信託は、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大証へラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大証へラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)に投資を行ない、投資信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

日本株式市場全体の幅広い投資ユニバースから、さまざまな株価の割安度を測る指標をもとに、株価が割安で、配当利回りが高く、かつファンダメンタルズ分析により倒産確率等のリスクが低いと思われる銘柄を選択し、ポートフォリオの構築を行ないます。

コンピュータ・テクノロジーを駆使した定量モデルにより、銘柄選択、ポートフォリオの構築、売買指示、最適化にいたる一連の投資意思決定プロセスを、システマティックな手法に基づき行ないます。

個別銘柄の選択にあたっては、企業の財務諸表における各項目や特性、企業収益の変化等といった多面的な尺度に着目し、定量モデルにより個別銘柄を詳細に評価・分析することで、ボトムアップ・アプローチでの銘柄選択を行ないます。

運用の基本となるベンチマークは設定しませんが、TOPIX(配当込み)を参考指数として、中期的に参考指数を上回る運用成果の獲得を目指して運用を行ないます。

株式の組入れ比率は、通常の状態で投資信託財産の 80%程度以上に維持することを 基本とします。

大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財

産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで投資信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

親投資信託 AXA 日本割安株戦略マザーファンド

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託(投資信託および投資法人に関する法律(以下、「投資信託法といいます。」第2条第4項に規定する証券投資信託をいいます。)であり、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108条)の適用を受けます。

受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第 14 条第 1 項および第 2 項、第 23 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金3,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(追加信託の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第40条第1項、 第41条第1項または第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については3,000億口を上限として、追加 信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、そ れぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額、口数および基準価額の算出方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または投資信託契約の一部解約(以下、「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条第 1 項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。 以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条および第20条に定めるものに限ります。)
- 八. 金銭債権
- 二. 約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図し

ます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方倩証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融**商品取引法第2条第1項第4号**で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融**商品取引法第2条第1項第7号**で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券および新優先出資引受権を表示する証券(**金融商品** 取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(**金融商品取引法第2条第1項第10号**で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。
 - なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げ る権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、 その取得時において、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資 の指図をしません。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託 法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託 者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託 者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、 第23条第1項及び第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託 者における他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第1項に定める資産への投 資等ならびに第18条、第19条、第20条、第22条、第26条、および、第27条に掲げる 取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の 指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なうほかの投資信託財産の間で、第12条ならびに第13条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第18条、第19条、第20条、第22条、第26条、および、第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および 同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、 その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引

所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券**および新株予約権証券**で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第17条 委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が投資 信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券およ び新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えること となる投資の指図をしません。

(信用取引の運用指図)

第18条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付ける ことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しま たは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに、価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、日本の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに、価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに会社 法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該 社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている もの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株 予約権付社債を含みます。)の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超 えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図)

- 第22条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる

基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- 1. 投資信託財産の保存に係る業務
- 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または 登録をすることとします。但し、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保す ることがあります。

前項但し書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。但し、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、 有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指 図ができます。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第29条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第30条 この信託の計算期間は、原則として毎年8月11日から翌年8月10日とします。ただし、 当初計算期間は、信託契約締結日から平成21年8月10日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に規定する信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第32条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた 立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第33条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第34条 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第35条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理しま

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産 総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約の一部解約)

- 第38条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項に定める場合のほか、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の 受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項に おいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決 議について賛成したものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、 当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同 意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にや むを得ない事業が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行なうことが 困難な場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第44条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、 この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。**受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、**委託者は、第44条の規定に従い、委託者は新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を 終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること、または、この信託と他の信託との併合(投資信託法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の変更事項(前項の変更事項にあたっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、重大な約款変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託

の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該 受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決されたは、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第39条第3項および前条第2項に規定する書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第46条 委託者は、投資信託法第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第47条 委託者は、投資信託法第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第48条 委託者が、受益者に対してする公告は、**電子公告の方法により行ない、次のアドレスに** 掲載します。

http://www.axa-im.co.jp/

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

委託者 アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

用語解説

■「EDINET」(エディネット)

Electronic Disclosure Investors' NETwork の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

■「基準価額」

信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価等により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

■「国内株式型(一般型)」

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、 主として国内株式に投資するもの」として分類される投資信託です。

■「追加型投資信託(限定追加型)」

社団法人投資信託協会が定める追加型株式投資信託の商品分類方法において、「当初設定後一定期間は新規資金による追加設定が可能だが、その後の追加設定は分配金による再投資もしくはスイッチングのみのもの」をいいます。

■「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

■「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払 われます。

■「デリバティブ」

一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等(先物取引、オプション取引など)、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

■「転換社債型新株予約権付社債」

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

■「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

■「ボトムアップ・アプローチ」

経済等の予測・分析により投資対象銘柄を選別するのではなく、個別企業の調査・分析から株価の相対的な価値を見極めて投資判断を下す運用手法をいいます。





追加型株式投資信託/限定追加型

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

■設定・運用は

- 1. 本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- 2. AXA 日本割安株戦略ファンド 2008-8 の受益権の募集については、委託会社であるアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年7月4日に、また、同法第7条の規定に基づき平成20年7月15日に有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しており、平成20年7月20日にその効力が生じております。
- 3. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定にもとづき投資家がファンドを取得する時までに投資家から請求があった場合に交付を行なう目論見書です。

発 行 者 名: アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名: 代表取締役社長 渡辺 幹文 本店の所在の場所: 東京都港区白金一丁目 17 番 3 号

募集内国投資信託受益権に係るファンドの名称:

A X A 日本割安株戦略ファンド 2008-8

(なお、「日本のチカラ」ということがあります。)

募集内国投資信託受益権の金額: 当初募集期間(平成20年7月22日から平成20年8月7日まで)

1,000 億円を上限とします。

継続募集期間(平成20年8月8日から平成20年10月30日まで)

2,000 億円を上限とします。

縦覧に供する場所: 該当事項はありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、以下の照会先にお問い合わせください。

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

【 電話番号 】(代表) 03-5447-3100

【 受付時間 】営業日の9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

請求目論見書

目 次

第1	ファンドの沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	手続等······
1	申込(販売)手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	換金(解約)手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第3	管理及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	資産管理等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	(1) 資産の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3) 信託期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4) 計算期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	受益者の権利等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第4	ファンドの経理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5	設定及び解約の実績····································

第1【ファンドの沿革】

平成 20 年 7 月 22 日 ファンドの受益権の募集開始(予定) 平成 20 年 8 月 8 日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定、運用開始(予定)

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

(1)取得の申込み

- ・販売会社において取引口座を開設の上、所定の方法にてお申込みください。 受益権の取得申込期間は、1)当初募集期間(平成20年7月22日から平成20年8月7日)および、2)継続募集期間(平成20年8月8日から平成20年10月30日まで)における販売会社の毎営業日です。なお、継続募集期間のお申込みにあっては、午後3時(半休日の場合は午前11時)までに、取得申込が行われ、かつ該当申込にかかる販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込み分とします。原則として、平成20年10月30日までお買い付けのお申込ができます。
- ・取得申込者は、販売会社に取得申込みと同時に又は予め当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行なうことができます。

(2)申认单位

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(3)申込価額

取得申込受付日の基準価額(当初募集期間中は1万口当たり1万円)とします。

(4)申込手数料

取得申込受付日の基準価額(当初募集期間中は1万口当たり1万円)に、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。ただし、申込手数料率は3.15%(税抜3.00%)を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

(1)換金(解約)請求の受付

- ・原則として、平成 20 年 10 月 31 日以降は、販売会社の毎営業日に換金手続の実行を請求することができます。換金の受付については、午後 3 時(半日営業日は午前 11 時)までに、換金の請求が行なわれかつ販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。
- ・原則として、信託設定日から平成 20 年 10 月 30 日までの期間 (「クローズド期間」といいます。) は、換金 (解約) のお申込みはできません。

(2)換金(解約)申込単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社に対して、1 口以上 1 口単位をもって換金手続の申込ができます。なお、受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(3)クローズド期間中の換金(解約)申込受付

受益者(受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等)は、次の事由による場合に限り、信託設定日から平成20年10月30日までの間、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約を請求することができます。

- 受益者が死亡したとき
- 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
- 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

なお、受益者が上記の事由によりその請求を行なうときは、指定販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示、もしくは、提出を求めることができるものとします。

(4)換金(解約)価額及び換金(解約)代金の支払い

- ・換金価額は、換金請求受付日の基準価額 1から信託財産留保額 2を差引いた額とします。お手取り額は、換金価額から、所得税及び地方税を差し引いた金額となります。
 - 1「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除した 1 万口当たりの価額をいいます。
 - 2「信託財産留保額」とは償還時までに投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、投資期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。(当ファンドの場合は、一部解約申込日の基準価額の 0.5%の率を乗じて得た金額をいいます。)
- ・お手取額は、原則として換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(5)換金(解約)請求申込受付の制限

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の 停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止すること、及び 既に受け付けた換金請求の受付を取り消すことがあります。
- ・換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の換金請求を撤回 できます。但し、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除 した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受け付けたものとして取扱います。
- ・受益者は、1日1件当たり5億円を超える一部換金を請求することはできません。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。) を評価して得た投資信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、 計算日における受益権総口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

有価証券等の評価基準

投資信託財産に属する資産については、法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社等で 入手することができます。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社又は委託会社の以下の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか(第一部「証券情報」「(8)申込取扱場所」を参照。)、計算日の翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄にも掲載されます(当ファンドの略称:"日チカラ")。

[委託会社]

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

電話番号(代表) 03-5447-3100

(9:00~17:00 土、日、祝日は除きます。 但し、半休日となる場合は9:00~12:00)

(2)【保管】

該当ありません。

(3)【信託期間】

平成 23 年 8 月 10 日までとします(平成 20 年 8 月 8 日設定予定)。但し、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年8月11日から翌年8月10日までとします。ただし、第1計算期間は平成20年8月8日から平成21年8月10日までとします。上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

1) **委託者は、基準価額(1万口当たり。**既に支払われた分配金がある場合、当該分配金を加算しません。) $\emph{m}_{11,500}$ 円以上に達した場合には、できるだけ速やかに

組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行なうことにより、安定運用に切り替え6ヶ月以内にこの信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- 2) 委託者は、1)に定める場合のほか、信託契約の一部を解約することにより、 受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中にこ の投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もし くはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者 は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3) 委託者は、2)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 4) 3)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。
- 5) 3)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、 当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 6) 3)から5)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事業が生じている場合であって、3)から5)での手続きを行なうことが困難な場合も同様とします。
- 7) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 9) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。但し、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託約款を変更すること、または、この信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律

第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。) を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- 2)委託会社は、1)の変更事項(1)の変更事項にあたっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、重大な約款変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3)2)の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。
- 4)2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、 当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 5)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6)2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7)前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該 併合の書面決議が否決されたは、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- 8)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、2)の規定にしたがいます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後及び償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、予め届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との受益権の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約日より 1 年間とします。但し、期間満了の 3 ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

公告について

委託会社が、受益者に対してする公告は、電子公告によるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金の受領権

- ・ 収益分配金は、当ファンドの毎計算期間終了後から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払いを開始します。
- ・ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金受領権

- ・ 償還金は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信 託終了日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払い を開始します。
- ・ 受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

・ 受益者は、原則として、平成20年10月31日以降、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって、原則として、毎営業日、一部解約の実行を請求することができます。但し、受益者は、1日1件当たり5億円を超える一部解約の実行を請求することはできないものとします。

(4)受益権均等分割

・ 受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有 します。

(5)帳簿閲覧権

・ 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する 帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

当ファンドは、平成 20 年 8 月 8 日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。したがって、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

- (1) 当ファンドの監査は、あらた監査法人が行ないます。監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は有価証券報告書に記載されます。
- (2) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成されます。

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドは、平成 20 年 8 月 8 日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

